



令和2年12月18日

富山県社会保険労務士会
会長 山下 誠 様

日本年金機構
富山年金事務所長

電子申請による届出について（ご依頼）

平素より、公的年金制度の事業運営につきまして、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、貴会におかれましては、これまで貴会会員に対し電子申請による届出について推進いただいているところですが、当機構におきましても、「紙をなくす」一環として、紙の届出から電子申請への移行を最重点に促進しています。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からも、対面業務から非対面業務への切り替えが急務であり、そのためにも電子申請の利用促進が重要と考えています。

令和2年度から開始されている特定の法人に対する電子申請義務化、電子証明書に代わる簡易な認証方法（GビズID）による電子申請の開始等、電子申請を取り巻く環境は大きく変化をしております。

貴会会員に対する更なる電子申請による届出について、何卒、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

お問い合わせ

日本年金機構 富山年金事務所
厚生年金適用調査課 古城
〒930-8571 富山市牛島新町7-1
TEL076-441-3926
音声案内③番に続いて②番

事業主の皆さまへ

社会保険手続きは

電子申請でカンタンに！

電子申請とは、申請・届出を紙やCD・DVDではなく、インターネットを利用して行うことです。

なお、**2020年4月から特定の事業所について電子申請の義務化が始まっています。**

※詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。



電子申請のメリットって何ですか？

24時間365日いつでもどこでも申請可能です。
郵送費などのコスト削減も期待できます。



お金はかかりますか？

GビズIDを使うと手数料なしで電子申請を
始めることができます。



電子申請のやり方がわかりません

日本年金機構ホームページに利用手順を掲載しています。
併せて利用手順の説明動画も掲載しています。
ぜひ、ご覧ください。



日本年金機構 電子申請

検索

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>

＼電子申請がいちばん早い！／

◎電子申請なら紙や電子媒体で申請されたものよりも早く処理がされます。

例えば、保険証は紙で申請されるより電子申請の方が**3～4日**早く届きます。

ぜひ電子申請をご利用ください！

電子申請のご利用方法

STEP 1

「GビズID」のアカウント取得

STEP 2

申請データの作成

STEP 3

届書作成プログラムから申請！

※「GビズID」の詳しい内容、手続きはGビズIDホームページをご覧ください。



<https://gbiz-id.go.jp>

GビズID

検索

電子申請の方法はこの他にも「e-Gov」を利用した方法等もあります。詳細は日本年金機構ホームページをご覧ください。

令和2年11月より

電子申請が利用しやすくなります！

e-Govでの申請にGビズIDを利用することができるようになります。（令和2年11月24日開始）
ぜひご利用ください！

ご提出にあたりご不明な点は、『電子申請相談チャット』へ！

日本年金機構ホームページでは、電子申請に関するよくあるお問合わせに自動でお答えする電子申請相談チャットを開設しています。
24時間いつでも対応していますので、ぜひご利用ください。

お電話での電子申請のご利用に関するお問合わせ先はこちらです

【ねんきん加入者ダイヤル（日本年金機構電子申請・電子媒体申請照会窓口）】

0570-007-123（ナビダイヤル）→「2番」をお選びください

050から始まる電話でおかけになる場合は、03-6837-2913→「2番」をお選びください

<受付時間> 月～金曜日：午前8時30分～午後7時

第2土曜日：午前9時30分～午後4時

※ 祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。



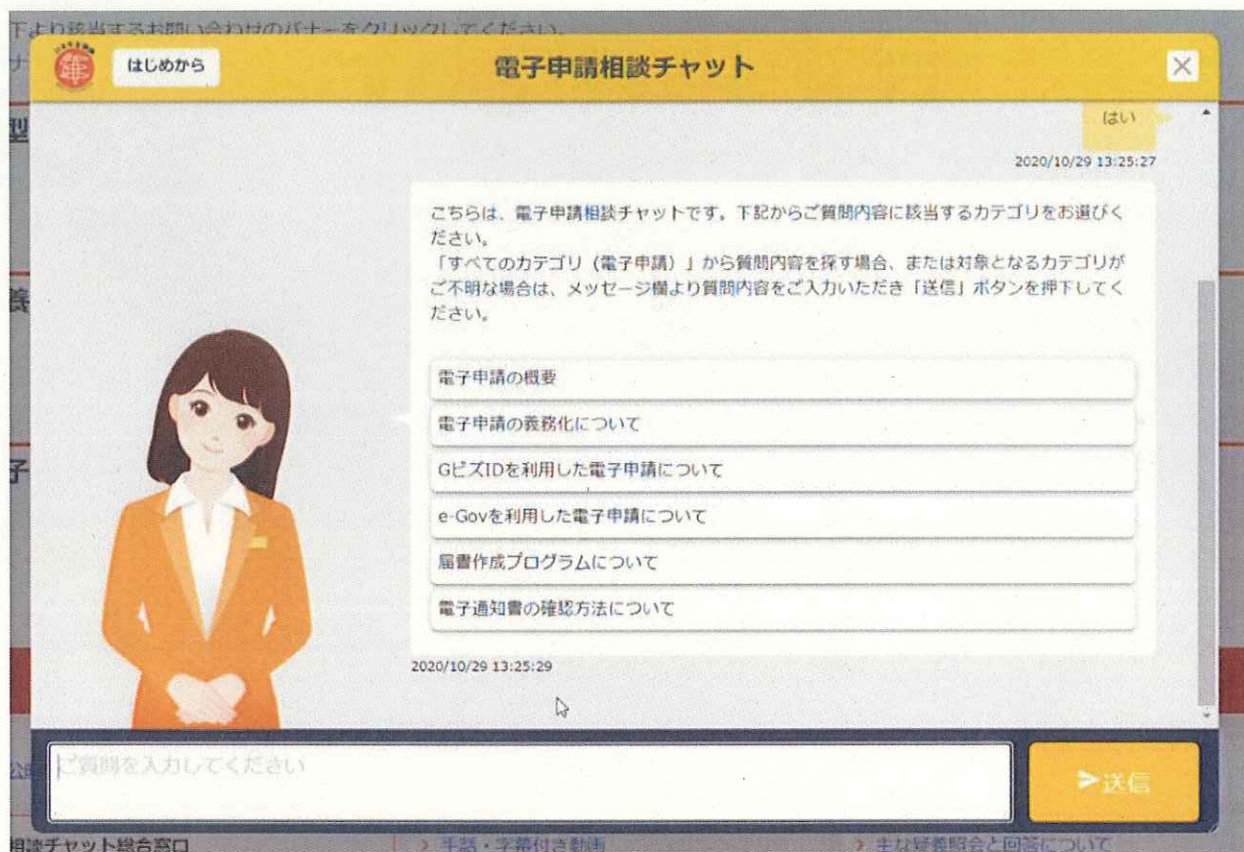
日本年金機構

Japan Pension Service

20071011001

より多くのお客様に電子申請をご利用いただくため、利用方法を説明した動画を日本年金機構のホームページに掲載しました。また、電子申請に関する質問に自動応答するチャットボットを導入しました。

電子申請相談チャット画面イメージ



【ねんきん加入者ダイヤル（日本年金機構電子申請・電子媒体申請照会窓口）】

0570-007-123（ナビダイヤル）⇒「2番」をお選びください

050から始まる電話でおかけになる場合は、

03-6837-2913 ⇒「2番」をお選びください

<受付時間>

月～金曜日：午前8時30分～午後7時

第2土曜日：午前9時30分～午後4時

※ 祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。